vinetur

英ウイスキーに地理的保護、英国が認定

新たな指定により、名称は英国産穀物を含む定められたルールの下でイングランドで造られたウイスキーに限定される。

2026年9月17日（木）



業界報告によると、英国政府は火曜日に、イングランドのウイスキー産業に地理的保護を認めた。急速に拡大する同産業が輸出市場でより強いアイデンティティを求める中での措置となる。

新たな保護表示は「English Whisky」と「English Whiskey」として登録され、10月1日に公的登録簿へ追加される見通しだ。この指定は、英国全土で栽培された穀物を使用することを含む所定の生産ルールの下で、イングランドで造られたウイスキーに名称を限定することを目的としている。

今回の措置は、短期間で急成長したカテゴリーに正式なお墨付きを与えるものだ。イングランドには現在70のウイスキー蒸留所があり、2023年の46から増加した。3年間で24カ所増え、52.2%の増加となる。

この保護は、生産者がその成長を持続的な商業価値につなげようとしているタイミングで実現した。

業界推計によると、英ウイスキー部門の輸出先は現在32カ国に及び、熟成中のウイスキーは約10億ポンド相当ある。この数字は樽で熟成中の蒸留酒を指し、完成品の販売額や原価ベースの在庫を示すものではない。

地理的表示は、製品名を守り、最低基準を設定し、カテゴリーを国内外市場で差別化して訴求する助けになるため、政府による認定は重要だ。英ウイスキーの造り手にとっては、より多くの蒸留所が立ち上げ段階の生産から広範な商業販売へ移行する中で、価格設定、流通、ブランド構築を支える可能性がある。

一方で、この決定はスコットランドのウイスキー産業との競争をめぐる議論をさらに深める可能性が高く、特にシングルモルトウイスキーの定義と製法をめぐってそうだ。

スコッチウイスキーは依然としてはるかに大きく、確立された存在だ。2026年上半期には、スコッチウイスキーの輸出額は約3%増の25億ポンドとなり、輸出数量は6%以上増えて、70センチリットル瓶換算で6億5,500万本に達した。数量の伸びが価値の伸びを上回っていることは、この期間に輸出全体の平均単価が下がったことを示唆している。

この背景は重要だ。英ウイスキーの生産者はプレミアムカテゴリーの構築を目指している一方、英国のウイスキー輸出を主導するスコッチは、より多くのボトルが動く一方で平均価格には圧力がかかる市場環境に直面している。そのため、英国の蒸留酒市場に新たな保護カテゴリーが加わることは、生産者、業界団体、海外バイヤーにより注意深く見守られる可能性が高い。

緊張の中心にある論点の一つは生産ルールだ。英ウイスキーの指定を支持する側は、カテゴリーを定義し、蒸留所が増える中で保護するには明確な法的基準が必要だと主張している。一方、スコッチ業界の批判派は、特にシングルモルトの生産をめぐるルールの違いが、英ウイスキーとスコッチウイスキーで同じ用語が同じ意味を持つと消費者が考えた場合に、混乱を招きかねないと論じてきた。

英メディアが報じた新たなルールには、穀物が完全に英国産でなければならないという要件が含まれる。これにより製品は国内農業との結びつきをより強め、地元産であること、追跡可能性、地方経済への価値をより強く訴える材料になる可能性がある。蒸留所にとっても、この指定は、地理的地位が税関上の扱い、表示をめぐる紛争、通商執行で重要になる海外市場において、模倣に対する保護を高める可能性がある。

イングランドでの拡大ペースは、生産者がなぜ今、正式な認定を求めたのかを説明する助けになる。3年で蒸留所数が46から70へ増えたことは、どれほど急速に生産能力が積み上がったかを示している。こうした事業の中には小規模で、まだ在庫を積み上げているところもあるが、数としては、イングランドのウイスキー生産がもはや一握りの拠点に限られたニッチな活動ではないことを示している。熟成在庫が増えれば、販売前に蒸留所が数年にわたり在庫を抱えなければならないため、財務上のリスクも大きくなる。

その長い生産サイクルが、熟成中のウイスキーがおよそ10億ポンドと見積もられていることが業界で注視される一因だ。これは、樽、保管施設、将来のブランド立ち上げに拘束されている資本を反映している。地理的保護は、商品化まで時間のかかる在庫により多くの資金が固定されるほど、より重要性を増す。

ただし火曜日時点では、公的記録に一部不確実性もあった。メディア報道では政府が地理的表示を承認し、10月1日に登録簿へ追加される見通しだと伝えられた一方で、確認時点の英国の公式案件ファイルでは申請はまだ「協議中」と表示されていた。つまり、報じられた承認と登録日が、そのページに目に見える更新が反映される前に流れていたことになる。

それでも、政策の方向性は明確だ。英ウイスキーは、小規模な新興カテゴリーから、全国的なブランド構築の野心、輸出展開、そしてより多くの熟成在庫を持つ成長中の蒸留酒事業へと移行した。正式な保護が付与されれば、生産が急速に増え、より広い英国ウイスキー市場内で競争がいっそう可視化される今、このカテゴリーに法的アイデンティティが与えられることになる。

スコッチの生産者にとって、問題は単に英国の中に別のウイスキーカテゴリーが登場することだけではない。消費者が長年の製法や品質管理を連想しがちな用語の評判に、異なる生産基準が影響するかどうかでもある。2026年にスコッチの輸出額が数量より緩やかに増えていることから、業界関係者は、市場での位置づけ、価格の受け止め方、表示の明瞭さに影響し得るあらゆる動きに特に敏感になっている。

英イングランドの蒸留所側は、逆の主張をしている。彼らによれば、保護された名称が必要なのは、まさにこの部門が、厳格なルールと国際的な認知を必要とするほど成長したからだという。現在70の蒸留所が稼働し、輸出先は32カ国に広がり、まだ大量の蒸留酒が熟成中であることから、生産者は、このカテゴリーはもはや保護されたアイデンティティを必要としない選択肢の一つではなく、市場を築く上での一部になったと主張している。